

社会福祉法人初倉厚生会の役員等に対する報酬及び費用弁償支給規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人初倉厚生会（以下「当法人」という。）の定款第9条および第23条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。

(役員報酬)

第3条 当法人の役員等報酬は、理事長及び業務執行理事以外は支給しないものとする。また、勤務実態に即した出勤簿に基づき次のとおり報酬を支給する。ただし、1ヶ月に支給する報酬額が50,000円を超える場合は、50,000円を限度とする。

- (1) 理事たる理事長 日額5,000円
- (2) 理事たる業務執行理事 日額5,000円

2 業務執行理事の報酬については、職員が兼務する場合は、前項の規定にかかわらず支給しない。

(その他)

第4条 役員等が、理事会及び評議員会等に出席した場合、並びに監事が監査等に出席した場合は当法人の旅費算定基準に基づき日当を支給するものとする。

(公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

1 この規定は、平成27年1月1日から施行する。

2 この規程は、平成29年4月1日から施行する。